

事務連絡
平成 26 年 3 月 26 日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

傷病名コードの統一の推進について

診療報酬明細書に記載する傷病名については、原則として「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関する厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格について」（平成 24 年 4 月 27 日付保発 0427 第 1 号）別添 3 に規定する傷病名を用いることとされているところであるが、定められた傷病名コードにない名称が使われていることが多い状況にあることから、「傷病名コードの統一の推進について」（平成 24 年 3 月 26 日付厚生労働省保険局医療課事務連絡）を取りまとめたところである。

今般、傷病名コードの整備を行ったことに伴い、同義語の追加・変更があることから、傷病名コードで規定する傷病名と同一の傷病でありながら、異なる傷病名を用いて請求がなされているケースについて改めて取りまとめたので、傷病名の記載及び傷病名コードの記録の際にはこれを参照の上、原則として傷病名コードに記載されたものを用いるよう関係者に周知願いたい。